

第 2 5 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 7月29日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - (1) 厚生労働省からの調査（居住実態が把握できない児童に関するもの）に対する回答
 - (2) 各名古屋市所属に対する厚生労働省からの調査に係る照会及び回答
- 2 同年8月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 居住実態が把握できない児童に関する調査結果（調査票 1）について
 - (2) 居住実態が把握できない児童に関する調査の実施について
 - (3) 調査票 I
- 3 同月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

本件行政文書には、個人の氏名、生年月日、年齢、その個人の所在を把握するために調査した先の部署及び実務者会議の登録の有無等が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書には、次に掲げる情報が記載されている。

ア 「 5 月 1 日時点での年齢」及び「外国籍」については、これを公開すると個人の年齢と個人が外国籍であるかどうか明らかになる。

イ 「世帯の状況」に関する情報については、これを公開すると個人が母子世帯であるかどうか等の具体的な家庭状況等が明らかになるものと認められる。

また、「「居住実態が把握できない児童」の存在を把握する端緒となった業務」及び「区民生子ども課・支所区民福祉課が所在を把握するために調査した（情報提供や児童の安全確認を求めた）先の部署」に関する情報については、個人と関係部署との関わりが明らかになるため、その者の世帯が児童手当を受給しているか、生活保護を受給しているか等の事実が明らかになり、「情報提供」に関する情報については、対象児童が虐待発生のリスクがあるケースかどうか等が明らかになるため、これらについても具体的な家庭状況等が明らかになるものと認められる。

そして、「存在を把握した時期」に関する情報については、これを公開すると上記の家庭状況等が具体的にいつの時期のものであったかが明らかになる。

ウ 「備考」及び「その後の調査結果、把握状況等」に関する情報については、これを公開すると個人の具体的な出入国の状況、転入元、手当受給等の家庭状況等、調査で把握した詳細な個人に関する状況が明らかになる。

エ 「通番」及び「区」に関する情報については、これを公開すると本市及び各区の具体的な人数や居住区が明らかになるものと認められ、「東京入国管理局へ照会した児童数」及び「出国確認した児童数」については、これを明らかにすると各区の居住実態が把握できない児童についての外国籍の人数や実際に出国した児童数が明らかになる。

オ 「実務者会議にケース登録」に関する情報については、居住実態が把握できない児童が実務者会議のケースにあげられたものであるかどうか明らかになる。

(2) 上記 (1) の情報については、それぞれの情報のみでは特定の個人を直接識別することはできないが、具体的な家庭状況や本市における人数の状

態等が明らかになる情報であるため、本件行政文書に記載されている情報を組み合わせることや、他の情報と照合することで特定の個人を識別できるおそれがあり、通常他人に知られたくないと認められる。

第 4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すことを求める。（氏名、生年月日を除く）

2 異議申立ての理由

条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

本件行政文書は、居住実態が把握できない児童に関する調査に係るものであり、実施機関が上記第 3 で主張したとおりの情報（以下「本件非公開情報」という。）が記載されていることが認められる。

4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件非公開情報は、居住実態が把握できない児童の氏名、生年月日、年齢、国籍に関すること、具体的な家庭状況等であり、プライバシー性の高い個人に関する情報であることは明らかである。

(3) ここで、異議申立人は、上記第 4のとおり、本件非公開情報について、氏名及び生年月日については公開を求めている。

しかしながら、本件非公開情報は、氏名、生年月日を除いたとしても、年齢、国籍、当該児童が母子世帯であるか、児童手当を受給しているか、生活保護を受給しているか等、具体的な家庭状況に関する情報であり、個人の生活に直接関わる情報といえる。

このような情報を公にすることは、児童の健全な成長に影響を及ぼすおそれがあるといえ、特定の個人を識別することができないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第 7条第 1項第 1号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件非公開情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成26年11月28日	諮問書の受理
12月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成27年 1月13日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
11月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久